

【諮問第109号】

17川情個第 2号

平成17年4月19日

川崎市長 阿部孝夫様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会
会長 安富 潔

個人情報開示請求に対する一部承諾処分に係る異議申立てについて（答申）

平成16年9月30日付け16川大セ第297号をもって川崎市長から諮問のありました個人情報開示請求に対する一部承諾処分に関する異議申立てについて、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関（川崎市長）が不開示とした情報の記録（請求者の氏名（署名・印影）、住所、必要な人との関係及び請求理由）は、いずれも開示すべきである。

2 不服申立ての趣旨及び経緯

- (1) 不服申立人は、平成 16 年 8 月 30 日付けで、実施機関に対して川崎市個人情報保護条例（昭和 60 年条例第 26 号。以下「条例」という。）第 17 条第 1 項の規定により、不服申立人本人に関する世帯の住民票申請用紙（平成 16 年 3 月～8 月）以下「本件対象文書」という。）について、開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、平成 16 年 9 月 9 日付けで、本件請求に対して、請求者氏名、請求者と住民票等の本人との関係等、住民票等の交付請求書の中で第三者に関する情報の記録部分については、条例第 13 条第 3 項第 4 号の規定により、開示することが第三者の正当な利益を侵害するおそれがあるため開示できないとして、一部承諾処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) これに対して、不服申立人は、平成 16 年 9 月 15 日付けで本件処分を取り消して不開示部分の開示を求める不服申立てを行った。（当審査会諮問第 109 号）

3 不服申立人の主張要旨

平成 16 年 9 月 15 日付け異議申立書、同年 12 月 1 日付け及び平成 17 年 1 月 5 日付け意見書によれば、不服申立人の主張要旨は、次のとおりである。（なお、不服申立人は、当審査会に対して意見陳述を希望しない旨を明らかにしている。）

- (1) 実施機関は、不開示とした第三者に関する情報の記録部分について、「開示することにより第三者の正当な利益を侵害するおそれがあり、条例第 13 条第 3 項第 4 号の規定に該当するため」としているが、これはまったく不十分な理由であるといわざるを得ない。
- (2) 特に請求理由が明らかにならないと、交付された住民票が悪用され、プライバシーが侵害される。とりわけ、請求者は、当該請求理由に基づき本籍、続柄、家族構成の記載を含めて請求している。不服申立人としては、当該請求理由が正当なものかどうかについて疑念を持っており、その点を明らかにしたいと考えているが、請求理由が開示されないとその点が不明のままとなり、今後においても特定の第三者によって不服申立人及びその家族のプライバシーが侵害され、嫌がらせが続くおそれがある。
- (3) 実施機関は、「本件請求理由は極めて個別かつ限定的であり、開示することにより個人が特定される」というが、本件では、開示部分の筆跡から、請求者は不服申立人の前夫であることが明らかである。筆跡から請求者が特定できるにもかかわらず、請求理由を開示すると請求者が特定されるので不開示としたという説明は矛盾している。
- (4) 実施機関は「住民票をとったことによる当事者間の争いが起きることが懸念され」としているが、交付された住民票の写しが請求理由どおり正しく使用されたの

であるなら、争いが起きる理由にはならない。「争い」を懸念したということは、請求者と不服申立人の間に利害関係があることを実施機関が認識していることとなり、その場合、不服申立人側に無断で請求者にだけ個人情報に交付することは著しく公平性に欠けるものである。

4 実施機関の主張要旨

平成 16 年 11 月 2 日付け処分理由説明書及び同年 12 月 21 日付け処分理由等説明書（補足）並びに平成 17 年 2 月 15 日実施の処分理由説明聴取によれば、実施機関の主張要旨は、次のとおりである。

- (1) 不開示部分は、不服申立人以外の第三者に関する情報の記録部分であって、開示することにより第三者の正当な利益を侵害するおそれがあり、条例第 13 条第 3 項第 4 号の規定に基づき不開示としたものである。
- (2) 何人も正当な事由により住民票の写しを請求できることは住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号。以下「住基法」という。）で認められており、正当な事由に基づく第三者である請求者の個人情報が開示されることにより、実質的に住民票交付の請求を制限することにつながるおそれがある。
- (3) 不開示部分のうち、請求理由については、通常、開示しているが、本件請求理由は極めて個別かつ限定的であり、開示することにより個人が特定され、それに基づき、プライバシーの侵害や当事者間の争いが起きることが懸念されたため不開示としたものである。

5 審査会の判断

本件は、不服申立人が、条例第 13 条第 1 項に基づき、第三者のした不服申立人自身の住民票写しの交付請求書（本籍、続柄、世帯全員含む）の開示を求めたところ、実施機関が同条第 3 項第 4 号（第三者に関する情報）に該当するとして一部不開示処分としたため、同不開示部分の開示を求めた事案であり、不開示部分は、請求者の氏名（署名・印影）、住所、請求者と不服申立人との関係及び請求理由である。

(1) 条例第 13 条第 3 項第 4 号 実施機関の主張(1)について

実施機関の本件処分の根拠は、本件不開示部分は住民票写しの交付請求者（以下「請求者」という。）の情報を含むものであり、条例第 13 条第 3 項第 4 号（以下「第 4 号規定」という。）の「開示することにより、当該第三者の正当な権利利益を侵害するおそれがあるもの」に該当する、というものである。

しかしながら、そもそも、本件不開示部分は、請求者（第三者）の個人情報であると同時に、不服申立人自身の住民票写しが誰によってどのような理由により交付請求されたか等の不服申立人本人に関する個人情報でもある。

そして、このように、ある情報が「本人に関する情報であると同時に第三者の情報でもある場合」に、本人への開示が第 4 号規定の「当該第三者の正当な権利利益を侵害するおそれがある」に該当するかどうかは、請求に係る個人情報の記録の内容、性質等を勘案して個別具体的に判断すべきものである（川崎市総務局情報管理部行政情報課編・

個人情報保護ハンドブック 49 ページ)。つまり、第 4 号規定は、対象文書に第三者の個人情報があることのみで、もっぱら第三者の利益のみを考慮して、直ちに不開示とせよとする規定ではない。対象文書の内容・性質に照らし、第三者の権利利益と本人の権利利益との利益衡量を個別具体的に行った上で、判断しなければならないものである。

これを本件の場合についてみると、以下のとおりである。

第三者による住民票写しの請求については、住基法第 12 条及びその実務において、請求事由（請求理由）を具体的に明らかにさせ、不当な目的であることが明らかな場合、基本的人権又はプライバシーの侵害のおそれのある場合には交付できないこととされている。

とりわけ、本件は、請求の対象が、単に本人の住所氏名にとどまらず、「世帯全員」の、しかも、「本籍」及び「続柄」にも及んでいる。本人にとってみれば、これら情報を第三者にみだりに開示されない利益は特に大きいといってよく、第三者がそれら情報の開示をどのような理由で受けたのか、情報が誰に開示されたのか等を知ることが、開示されない利益の擁護のために重要であるといえることができる。

他方、本件で問題となる請求者自身の個人情報とは、(ア)「自己の氏名（署名・印影）・住所」、(イ)「自己が住基法にのっとして不服申立人の住民票写しを請求したこと」であり、また、同請求を正当づけるものとして主張した(ウ)「請求理由にかかる事実」である。

上記(ア)(イ)については、請求者の個人情報であるとはいえ、他人の住民票情報を請求するのに伴い自らを特定した情報であって、対象住民票の本人におよそ知られるべきでない性質のものとは考えがたい。他方、本人たる不服申立人にとって自己の住民票（世帯全員、本籍及び続柄含む。）の請求者及び請求理由を知ることが重要であることは、前記のとおりである。したがって、(ア)(イ)が不服申立人に対しては開示されうることを、請求者は受忍すべきものといってよい。

(ウ)の請求理由事実（交付を求める正当な理由）の内容は、なるほどそれ自体は法的権利利益にかかわるものというべきではある。しかし、開示の可否という観点からみれば、記録から認められる本件における具体的な事情に照らすと、本件では、(ウ)の請求理由事実を不服申立人に開示すること自体が特に請求者の権利利益を侵害するとはいいがたい。

(2) 実施機関の主張(2)について

実施機関は、正当な理由による住民票の交付請求は住基法の認める権利であり、正当な理由として判断された第三者の個人情報が開示されると実質的に住民票の請求を制限することになり、住民の利便（住基法第 1 条）に供するために住民票の交付請求を認めた同法の趣旨に反すると主張する。

しかし、第三者の住民票写しの交付請求によって、住民票に記載された本人の個人情報をみだりに開示したりプライバシー等を不当に侵害したりしてはならないことはいうまでもなく、そうであるからこそ、第三者の請求には正当な理由に基づくことが要求されるのであって、住民の利便といえども、これに優先してあるわけではない。また、実施機関のいう「正当な理由に基づく第三者」とは、あくまで第三者が実施機関から住民

票写しの交付を受ける要件の問題であり、住民票にかかる本人自身に対してその請求理由自体を明らかにすることが許されないのかどうかは、別途個別具体的に判断されるべきことがらである。そして、この点についての当審査会の判断は、前記(1)のとおりである。

(3) 実施機関の主張(3)について

実施機関は、本件については、請求理由が極めて個別的かつ限定的であり、請求理由から個人が特定され、それに基づき、プライバシー侵害や、住民票を取ったことによる当事者間の争いが起きることが懸念される、と主張する。

しかし、本件においては、前記(1)のとおりであって、特に請求理由が請求者を推定させるから不開示とすべき場合であるとはいいがたい。

このほか、関係者間において、開示をしたことにより、請求者に対するプライバシー侵害が引き起こされたり、当事者間に住民票を取ったことによる不当な紛争等が誘発されるおそれがある等特に考慮すべき事情があるかについては、実施機関から格別の主張立証がなく、本件全記録をみても、そのような事情を認めるに足りるだけの資料はない。

以上の理由により、前記1に記載の審査会の結論のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

委員	青柳	幸一
委員	安達	和志
委員	小坏	淳子
委員	杉原	麗
委員	安富	潔